

出雲弥生の森博物館特別展 「弥生人の姿～倭人伝の人々～」

弥生時代の人形や人物画が大集合!!

7月16日(土)
～9月19日(祝)

開館時間:9:00～17:00

(入館は16:30まで)

休館日:毎週火曜日

観覧料:大人500円

※20名以上の団体は2割引

高校生以下 無料

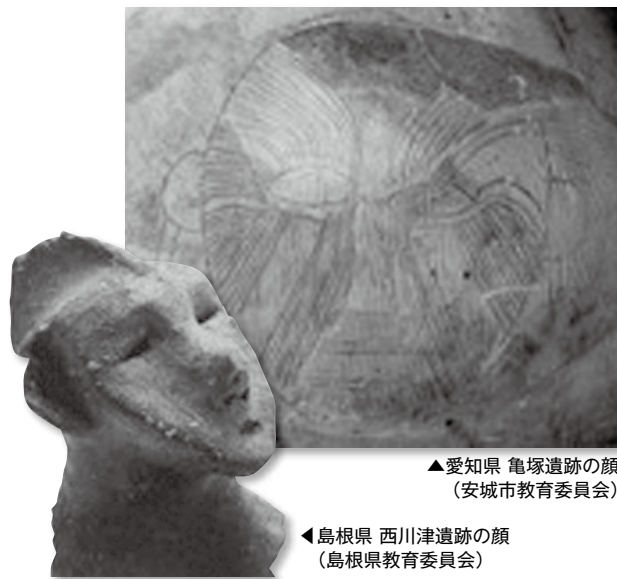
★常設展は無料です

出雲弥生の森博物館で2011年特別展を開催します!

今回のテーマは「弥生人の姿」、弥生人たちが残した人形や人物画などが盛りだくさんです。

中でも展示品のみどころは全国各地から集まった弥生人たちの顔・顔・顔!!そこに刻まれた模様や奇妙な形の頭はいったい何を意味しているのでしょうか…。

あなたの知らない弥生人たちにきっと出会えるはずですよ。



▲愛知県 亀塚遺跡の顔
(安城市教育委員会)

◀島根県 西川津遺跡の顔
(島根県教育委員会)

期間中は講座や教室も盛りだくさん 参加者募集中!!

受講
無料!!

特別展記念講演 「日本における イレスミの起源と謎」

講師: 設楽博己氏
(東京大学大学院教授)

日時: 7月30日(土)
10:00～12:00

定員: 80名(予定)

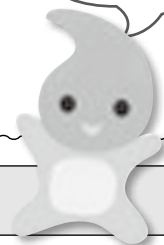
特別展関連講座

- ① 7月24日(日)
真実の弥生人像 ～特別展を徹底解説!～
講師: 須賀照隆 (博物館職員)
 - ② 8月 6日(土)
弥生人に大変身! ～イレスミと化粧を擬似体験!～
講師: 須賀照隆 (博物館職員)
 - ③ 9月10日(土)
弥生のヘアースタイル ～美容師が弥生の髪形を再現!～
講師: 甲斐 梨加氏 (松江美容理容専門学校)
- ※いずれも14:00～・②③小学3年生以下は保護者同伴
定員 ①80名、②③各25名(予定)

出雲弥生の森体験教室

- ① 7月23日(土) ガラス玉作り 講師: 村上始氏 (四條畷市教育委員会)
 - ② 8月 7日(日) 草木染め 講師: 三原一将 (博物館職員)
 - ③ 8月21日(日) 筒描藍染 講師: 長田茂伸氏 (長田染工場)
- ※いずれも14:00～・小学3年生以下は保護者同伴・定員各25名(予定)

会場は出雲弥生の森博物館です。
詳しくは博物館に電話で確認してね!



お申し込み・おたずね / 出雲弥生の森博物館 ☎ 25 - 1841

応援します いきいきライフ

①免除制度について

ご存知ですか？免除制度

平成23年度の国民年金保険料は **月額15,020円** です。
 ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度（注：所得要件あり）があります。
 保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

		保険料(月額)	
$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	⇒	全額免除	0円
$78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒	4分の3免除	4分の1納付 3,760円
$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒	半額免除	半額納付 7,510円
$158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒	4分の1免除	4分の3納付 11,270円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。
 納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 若年者納付猶予制度・・・所得の低い30歳未満の人が対象です。

30歳未満の方で本人と配偶者それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

$$(\text{扶養親族等} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円} \Rightarrow \text{納付猶予}$$

～「未納」と「免除・猶予」の違いは？～

	老齢基礎年金を受けるとき	追納期間 (後から納付できる期間)
全額免除	受給資格期間に参入され、年金額は2分の1で計算されます。 注(1)	10年以内 ※ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の5で計算されます。 注(2)	
半額免除	受給資格期間に参入され、年金額は4分の3で計算されます。 注(3)	
4分の1免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の7で計算されます。 注(4)	
若年者納付猶予 ・学生納付特例	受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。	
未納	年金額には反映しません。 未納の期間が多くなると受給できなくなることもあります。	2年以内

※受給資格期間・・・老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注(1)平成20年度分までは「3分の1」、注(2)平成20年度分までは「2分1」、
 注(3)平成20年度分までは「3分の2」、注(4)平成20年度分までは「6分の5」。

◆平成23年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。

◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

国民年金に関するおたずねは 日本年金機構出雲年金事務所 TEL24-0042
 または 市役所保険年金課 TEL21-6982
 および 各支所年金担当課